

千葉県循環器病対策推進協議会運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法律第105号) 第11条に規定する都道府県計画である「千葉県循環器病対策推進計画」(以下「計画」という。)の策定、推進等に関し、必要な協議を行うことを目的とし、「千葉県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という)を置く。

なお、協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(組織)

第2 協議会は、次の各号に掲げる者20名以内程度で組織する

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者又はこれらの者の家族・遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他循環器病対策の推進に関し必要と認める者

(会長及び副会長)

第3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

(部会)

第4 協議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げ

る事項を協議する。

脳卒中部会	計画のうち脳卒中に関する事項
心血管疾患部会	計画のうち循環器病に関する事項

- 2 協議会は、前項の事項以外の事項を協議するため、必要に応じてその他の部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名した者とする。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。部会長は、部会の会務を総理する。
なお、部会長に事故があるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を行う。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5 協議会及び部会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(雑則)

第6 以上のほか、議事の手続き、その他協議会及び部会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行する。